

# 京都亀岡たなばたの郷デイサービスセンター 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都眞生福祉会が運営する京都亀岡たなばたの郷デイサービスセンター（以下「事業所」という）が行う通所介護事業、通所介護相当サービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員、介護職員等の従業者（以下「従業者」という）が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護、指定介護予防通所介護（以下「指定通所介護」という）を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等、日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては地方公共団体、地域包括支援センター、地域の保健医療サービス及び福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称は「京都亀岡たなばたの郷デイサービスセンター」と称する。

## (事業所の設置)

第4条 事業所は、京都府亀岡市余部町谷川尻 11 番地 5 に事務所を設置する。

## (実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人京都眞生福祉会とする。

## (従業員の種類、員数及び職務内容)

第6条 施設の職員の職種ごとの定数は次のとおりとし、法令の基準を上回る員数を配置するものとする。

### ○通常規模型

1 管理者 1名（兼務）

事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。他の業務との兼務可。

2 生活相談員 1名以上（兼務）

常に利用者の心身の状況を適確に把握し自立生活を支援する為、他の職種とも連携し、利用者及び家族に対して相談援助等を行う。

3 看護職員 1名以上（兼務）

機能訓練向上、栄養改善、口腔機能向上及び利用者の健康チェック、入浴サービス時のバイタルチェック、日常生活上の世話等を行う。

- 4 介護職員 3名以上  
アクティビティ、入浴、食事等の介護及び日常生活上の世話をを行う。
- 5 機能訓練指導員 1名以上（兼務）  
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。
- 6 管理栄養士又は栄養士 1名以上（兼務）  
日常生活上の栄養改善を図る。
- 7 その他職員 1名以上（兼務）  
必要な事務や調理等を行う。

(営業日、営業時間)

第7条 この事業は、日曜日及び年末年始（12月31日から1月3日まで）を除き原則として毎日行うこととする。

- 2 前項にかかわらず利用者の利便性を考慮し、必要に応じて日曜日及び年末年始に営業を行う場合がある。
- 3 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。  
但し、利用者の希望がある場合、営業時間の範囲内で延長サービスを行う。
- 4 サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時30分とする。  
但し、要支援の方のサービス提供時間は午前9時30分～午後3時00分とする。

(指定通所介護の利用人員)

第8条 事業所の利用定員は、以下のとおりとする。

通常規模型 1日 25名

(指定通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

第9条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担分の額とする。

(厚生労働大臣が定める基準（=介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

- イ) 入浴サービス
- ロ) 給食サービス
- ハ) 生活指導（相談・援助）、レクリエーション
- ニ) 日常動作訓練
- ホ) 健康チェック
- ヘ) 送迎
- ト) 機能訓練向上、栄養改善、口腔機能向上
- チ) アクティビティ

- 2 事業所は、前項の支払を受ける額の他、次の各項に掲げる費用の額の支払いを利用者の希望に応じて受けるものとする。
    - イ) 食費 : 600 円/1食あたり
    - ロ) 行事食 : 100 円/1食あたり (食費に上乗せとなる金額です。)
    - ハ) おやつ代 : 110 円/1食あたり
  - ニ) レクリエーション費、クラブ活動費 : 実費相当額
  - ホ) その他 : 実費相当額
- 3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をしたうえで、支払いに同意を得ることとする。
  - 4 利用者が、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として 650 円を支払うものとする。但し、利用者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 事業所の事業の実施地域については、亀岡地区・曾我部町・東別院町・西別院町・稗田野町・吉川町・大井町・千代川町・つつじヶ丘を中心とした亀岡市全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

(緊急時における対処方法)

第 12 条 施設は、通所介護の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講じ、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者や地域包括支援センターへ報告するとともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 施設は、サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。
- 3 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 13 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族 び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべ

- き事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。
- 2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- 1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
  - 2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
  - 3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する定期的な研修の実施
  - 4) 各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(虐待防止に関する事項)

- 第 14 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - 2) 虐待防止のための指針の整備
  - 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - 4) 各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等に関する事項)

- 第 15 条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- 1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る
  - 2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
  - 3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(業務継続計画の策定等)

- 第 16 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

- 第 17 条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するものとする。

（公 表）

- 第 189 条 施設の運営に関する重要事項については、インターネット及び施設内の掲示にて公表する。

（衛生管理等）

- 第 19 条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて地方公共団体や医療機関の助言と指導を求めるものとする。

（苦情処理）

- 第 20 条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
- 2 提供したサービスに関し、地方公共団体が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼または地方公共団体の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して地方公共団体が行う調査に協力するとともに、地方公共団体から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。また、地方公共団体からの求めがあった場合には、改善の内容を地方公共団体に報告することとする。
- 3 提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第21条 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とする。
- 2 従業者の資質向上の為の研修の機会を確保し、業務体制を整備する。
  - 3 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。また、その必要な措置を講ずる。なお、細部については、平成17年4月1日施行「社会福祉法人京都眞生福祉会 個人情報保護規定」に定める。
  - 4 事業所の運営にあたっては、地域住民やその他自発的な活動等との連携・協力をを行うなど、地域との交流に努めなければならない。
  - 5 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対する介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
  - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都眞生福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第22条

根拠規定（京都府暴力団排除条例 第5条 府民等の責務 平成23年4月1日施行）

- 1 事業所はサービスの提供にあたり、サービスを利用する人又は身元引受人（身元保証人）が次の各号に該当しないことを確認、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合には催告なく直ちに契約解除する。
- 2 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。
- 3 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- 4 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- 5 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 6 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(法令との関係)

第23条 この規程に定めのないものについては、厚生労働省令並びに介護保険法令の定めるところによる。

(附 則)

- 一. この規程は平成21年 8月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成21年10月17日より施行する。
- 一. この規程は平成22年 4月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成22年 5月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成23年 4月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成24年 4月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成25年 4月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成26年 4月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成26年12月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成27年 4月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成27年 6月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成27年 8月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成28年 4月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成29年 4月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成30年 4月 1日より施行する。
- 一. この規程は平成31年 4月 1日より施行する。
- 一. この規程は令和 3年 4月 1日より施行する。
- 一. この規程は令和 3年12月 1日より施行する。
- 一. この規程は令和 6年 4月 1日より施行する。
- 一. この規程は令和 6年10月 1日より施行する。